

沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町
一般廃棄物処理広域化に関する協定書

沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町（以下「構成5市町村」という。）は、一般廃棄物処理広域化の推進に当たり、令和4年9月13日付け「沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書」に基づき、基本事項について下記のとおり協定を締結する。

記

（事業主体）

第1条 一般廃棄物の共同処理を行う事業主体については、利根沼田広域市町村圏振興整備組合（以下「組合」という。）とし、一般廃棄物処理推進室（以下「推進室」という。）を設置する。また、これに利根沼田一般廃棄物処理広域化施設整備協議会（以下「施設整備協議会」という。）事務局を置くものとする。

（事務）

第2条 組合は、次に掲げる事項について事務を行う。

- (1) 一般廃棄物の共同処理に関すること。
- (2) 一般廃棄物広域処理施設（以下「新施設」という。）設置に係る計画の策定及び調査に関すること。
- (3) 新施設の設置等に関すること。

（処理対象区域）

第3条 新施設の処理対象区域は、構成5市町村の行政区域とする。

（負担金の分賦割合）

第4条 当該共同処理に係る負担金の分賦割合については、組合同約第12条第1項に基づき、構成5市町村が負担するものとする。

（職員）

第5条 推進室に従事する職員については、当面の間、構成市町村等からの派遣によるものとし、当該職員の勤務条件等については、別に定めるものとする。

（施設整備に係る協議体制）

第6条 施設整備に当たっては、効率的かつ円滑に事業を行うため、定期的に施設整備協議会を開催し、協議するものとする。

（一部事務組合の統廃合）

第7条 沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合については、将来解散し、組合が継承することで協議を進めていくものとする。解散時期・方法については、施設整備協議会において協議するものとする。

（その他）

第8条 本協定書に定めのない事項及び協定事項について疑義が生じた場合は、施設整備協議会で協議の上、決定するものとする。

この協定書の証として、本書5通を作成し、構成5市町村において署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月14日

沼田市下之町888番地

沼田市

沼田市長

星野 稔



利根郡片品村大字鎌田3967番地3

片品村

片品村長

梅岸 志洋

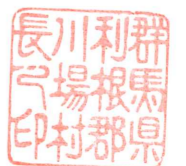


利根郡川場村大字谷地2390番地2

川場村

川場村長

外山 京太郎



利根郡昭和村大字糸井388番地

昭和村

昭和村長

堤 盛吉



利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町

みなかみ町長

阿部 賢一

